

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

こども・福祉部 こども局
次世代政策課、こども支援課、あんしん子育て室、
こども・福祉部
地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課、指導監査室

2 監査の範囲

令和4年4月から令和4年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年9月7日（水）から令和4年12月19日（月）まで

4 監査の実施に基づき措置を講じた内容

こども支援課

(1) 収入事務

	指摘事項	市立保育所保育料について、調定処理を行っていないものがあつた。
ア	措置状況	調定処理を行っていなかったものについては、調定しました。今後は適正な調定処理を行います。

高齢者支援課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	老人日常生活用具給付費について、事業実施要綱に沿った算定がされていないものがあった。
	措置状況	誤った算定がされていたものについて更正しました。今後は事業実施要綱の改正を検討します。
イ	指摘事項	浄化槽検査手数料について、2者以上から徴取すべき見積書を1者のみから徴取しているものがあった。
	措置状況	今後は適正な契約事務を行います。

(2) 契約事務

ア	指摘事項	修繕料について、契約書に定められた工程表等が作成、提出されていないものがあった。
	措置状況	今後は契約書に沿った事務を行います。

生活支援課

(1) 収入事務

ア	指摘事項	雑入（火葬等費用弁償金）について、調定処理を行っていないものがあった。
	措置状況	調定処理を行っていなかったものについて、調定しました。今後は適正な調定処理を行います。

(2) 支出事務

ア	指摘事項	生活保護費の支給に係る受領印が誤っているものがあった。
	措置状況	誤っていたものについては、受領確認の上、正しい印を押印していただきました。今後は確認を徹底します。

障害者支援課

(1) 契約事務

ア	指摘事項	業務委託契約書について、契約内容や金額を誤って記載しているものがあった。
	措置状況	記載を誤っていたものについては、訂正いたしました。今後は適正な契約事務を行います。